

デジタル化に伴う消費者問題 ワーキング・グループ

御説明資料

令和4年4月22日
消費者庁取引対策課

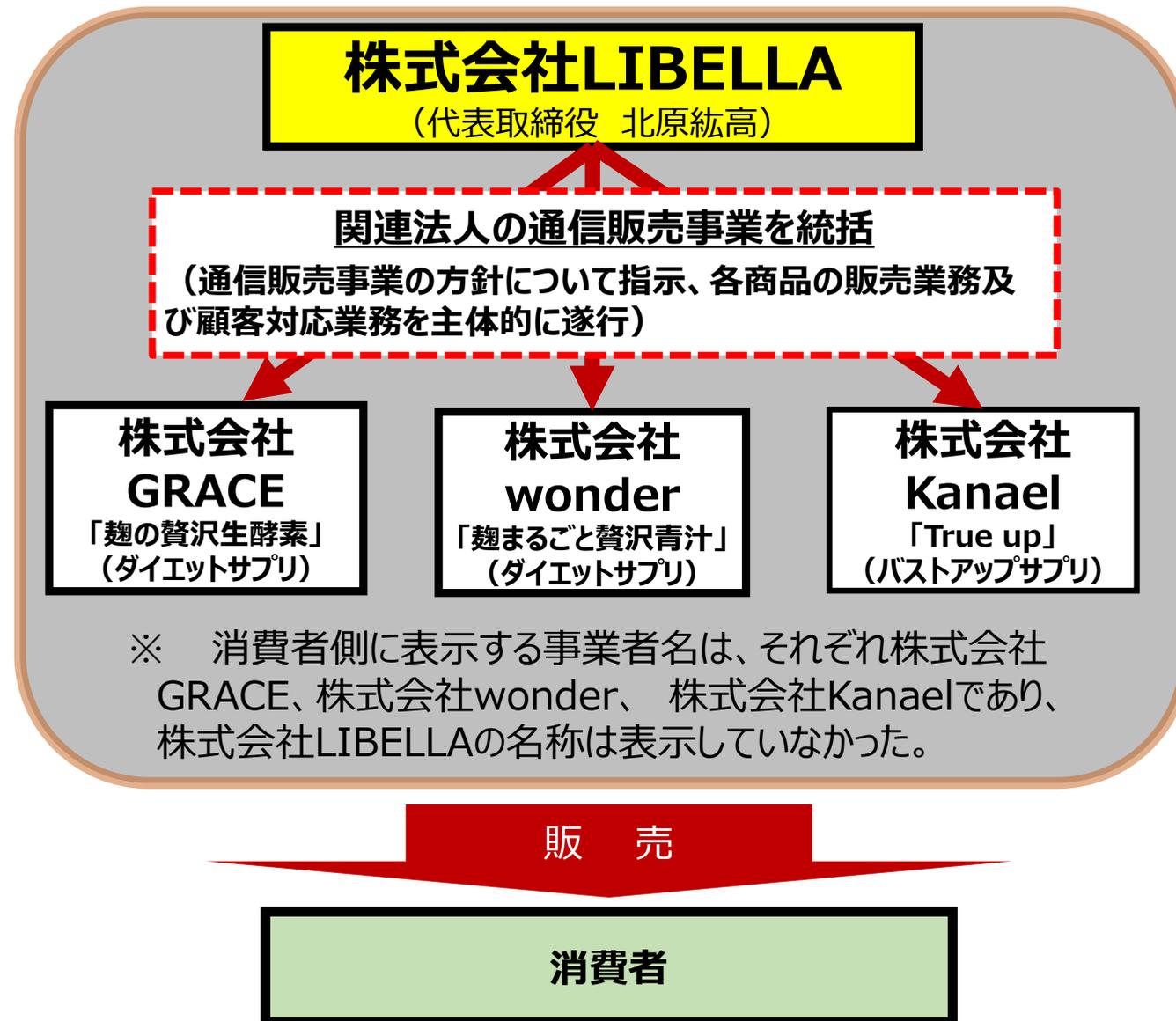
1) 「販売業者等」の範囲について

事例：株式会社LIBELLA（リベラ）
に対する件

1) 「販売業者等」の範囲について

○事案の概要

(1) 事業の概要



1) 「販売業者等」の範囲について

○事案の概要

(2) 関連法人等に対する行政処分

処分対象	処分日	処分内容
株式会社GRACE (代表取締役：江頭竜輔)	令和2年1月21日	指示
株式会社wonder (代表取締役：三品考史)	令和2年8月6日	業務停止6か月
江頭竜輔 (株式会社wonderの業務の遂行に主導的な役割を果たしていた者)	令和2年8月6日	業務禁止6か月
株式会社Kanael (違反行為当時の代表取締役：山口稜世)	令和2年12月17日	業務停止6か月

1) 「販売業者等」の範囲について

○認定した前提事実

(1) 通信販売該当性

株式会社LIBELLA（以下「リベラ」という。）は、株式会社GRACE（以下「グレース」という。）、株式会社wonder（以下「ワンダー」という。）及び株式会社Kanael（以下「カナエル」といい、併せて「リベラの関連法人」という。）とそれぞれ連携共同して、リベラ及びリベラの関連法人の運営するウェブサイトにおいて、パソコン及びスマートフォン等の情報処理の用に供する機器を利用する方法により、健康食品等の売買契約の申込みを受けてその販売を行っていることから、このようなリベラがリベラの関連法人と連携共同して行う各健康食品等の販売は、特定商取引法第2条第2項に規定する通信販売に該当する。

1) 「販売業者等」の範囲について

○認定した前提事実

(2) 販売業者該当性

リベラは、平成30年10月以降、リベラの関連法人の設立の際にリベラの代表取締役北原紘高（以下「北原」という。）が出資又は資金提供を行い、リベラの従業員等をその役員とするなどした上、リベラの関連法人が商品の仕入先又は製造委託先の事業者に対して負担する代金支払債務を連帯保証するほか、リベラの関連法人が行う通信販売における利益状況等をリベラの内部において広く共有し、その事業方針をリベラの従業員等に具体的に指示するなどしている。そして、リベラは、リベラの関連法人が販売する商品の開発及び製造に係る業務、ウェブサイトにおける表示を含む商品販売に係る業務、顧客対応に係る業務等を主体的に行うなど、リベラの関連法人の通信販売事業をそれぞれ統括している。

以上により、リベラは、特定商取引法第2条第2項に規定する販売業者に該当する。

2) . 特定商取引法第11条について

2) . 特定商取引法第11条について

販売業者等の通信販売における 規制の遵守に向けた消費者庁の取組

＜通信販売事業者に対する改善指導件数＞

年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
件数	1,019	1,342	1,512	1,023	1,105

※平成29年版～令和3年版「消費者白書」参照

※上記改善指導には特定商取引法第11条の違反のおそれのあるもの以外にも、同法第12条、第14条等に違反するおそれがあるものも含まれる。

3) . 電話勧誘販売について

3) . 電話勧誘販売について

○参照条文

・ 特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）

（定義）

第2条 1・2 （略）

3 この章及び第58条の20第1項において「電話勧誘販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が、電話をかけ又は政令で定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘（以下「電話勧誘行為」という。）により、その相手方（以下「電話勧誘顧客」という。）から当該売買契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該売買契約を郵便等により締結して行う商品若しくは特定権利の販売又は電話勧誘顧客から当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提供をいう。

4 （略）

（適用除外）

第26条 1～6 （略）

7 第18条、第19条及び第21条から前条までの規定は、次の電話勧誘販売については、適用しない。

一 売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務提供契約を締結するために電話をかけることを請求した者（電話勧誘行為又は政令で定める行為によりこれを請求した者を除く。）に対して行う電話勧誘販売

二 （略）

8～10 （略）

3) . 電話勧誘販売について

○参照条文

・ 特定商取引に関する法律施行令（昭和51年11月24日政令第295号）

（電話をかけさせる方法）

第2条 法第2条第3項の政令で定める方法は、次のいずれかに該当する方法とする。

一 電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法（注：第1条第1号に規定するもの）により、又はビラ若しくはパンフレットを配布して、当該売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを要請すること。

二 電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法又は電磁的方法により、他の者に比して著しく有利な条件で当該売買契約又は役務提供契約を締結することができ旨を告げ、電話をかけることを要請すること（当該要請の日前に当該販売又は役務の提供の事業に関して取引のあった者に対して要請する場合を除く。）。

○参照条文

- ・ 特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年11月24日通商産業省令第89号）

（電磁的方法）

第11条の2 （中略）令第1条第1号の電磁的方法は第1号から第3号までに掲げるものとする。

一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三 前号に規定するもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）